

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本展示会協会（以下、「日展協」という。）の会員代表および代理人の慶弔ならびに見舞金の支給に関する事項について定める。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の3種類とする。

- (1) 祝金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 災害見舞金

(届出)

第3条 会員代表および代理人が、本規程に定めるところにより慶弔見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付又は提示し、その都度会長に届け出なければならない。

(祝金)

第4条 会員代表および代理人が、褒章、叙勲などの榮譽を受賞した場合、本人に対し、次により祝金を支給する。

30,000 円

(死亡弔慰金)

第5条 会員代表および代理人の逝去に際しては、下記により弔慰を表することとする。

| | 香典 | 供花 |
|-----|----------|----|
| 代表者 | 50,000 円 | 時価 |
| 代理人 | 30,000 円 | 時価 |

(特例の扱い)

第6条 前各条の慶弔見舞金および災害見舞金については、日展協会長が適当と認めたときは本規程に定められた金額によらない場合がある。

(改廃)

第7条 この規程の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。